

介護保険

介護が必要になっても安心して、自分らしく暮らせる老後を望む気持ちはだれでも同じです。日本の少子・高齢化、超高齢社会にむけて高齢者の介護を社会全体でささえるため、介護保険制度が導入されています。

介護保険のあらまし

運営主体 制度の運営主体(保険者)は各市町村です。

加入する方 **[第1号被保険者]** 65歳以上の方

サービスが利用できる方

1. 寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態(要介護状態)の方
2. 常時の介護までは必要ないが、家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)の方

[第2号被保険者] 40歳から64歳までの医療保険に加入している方

- 初老期認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気※により要介護状態や要支援状態となった方

※老化が原因とされる16種類の病気

1. 筋萎縮性側索硬化症 2. 後縦靭帯骨化症 3. 骨折を伴う骨粗鬆症 4. シャイ・ドレーガー症候群 5. 初老期における認知症 6. 脊髄小脳変性症 7. 脊柱管狭窄症 8. 早老症 9. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 10. 脳血管疾患 11. パーキンソン病 12. 閉塞性動脈硬化症 13. 慢性関節リウマチ 14. 慢性閉塞性肺疾患 15. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 16. がん末期

介護サービスを利用する手続き

①相談

障害が残った状態で病院から退院したり、認知症が疑われる場合など介護サービスが必要と感じられたら、まずは市町村担当課か地域包括支援センター※に相談します。

※地域包括支援センターは介護保険以外のサービスも含む総合的な相談・支援を行います。

(例:認知症に関連した消費者被害や虐待も)

②訪問調査

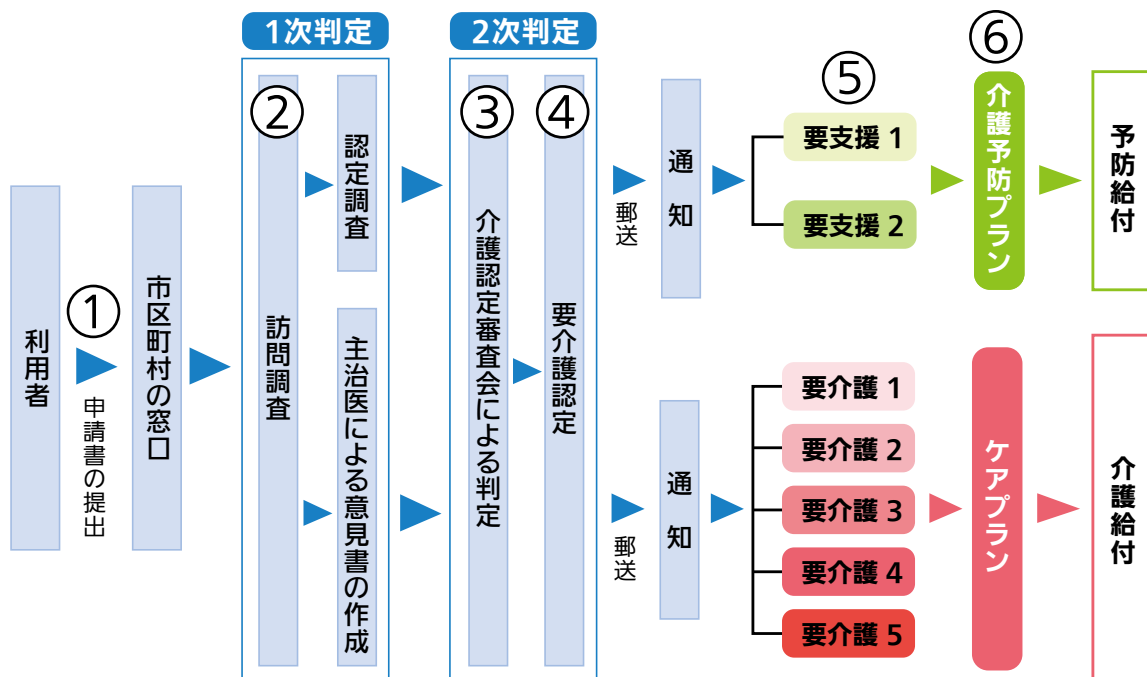
市町村から委託を受けた訪問調査員が自宅へ伺い日常生活の状態などについて聞き取り調査をします。

③介護認定審査会

保健、医療、福祉の専門家などが訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、どの程度の介護が必要かを全国一律の基準により審査します。

④要介護・要支援の認定

申請から30日以内にどの程度の介護が必要か7区分に分けて認定されます。予防重視の観点から、非該当者であっても、別途地域支援事業としてのサービス(転倒予防教室や栄養指導など)が用意されています。また、要支援1・2の方は、要介護1~5の方とサービスや手続きが異なりますので注意が必要です。



- バリアフリー
- 金物
- 接着・テープ・清掃・補修
- 水まわり
- 防犯
- 耐震・防災
- 収納・内装
- ペット用品
- 建築資材
- 道具・工具
- お役立ちコーナー

豆知識

ご利用方法

介護保険

⑤ 居宅サービスの区分支給限度基準額

※認定されますと以下の金額(月あたり)に換算したサービス利用が可能です。但し1割の負担が必要です。(費用負担については平成30年8月より一定以上の所得がある第1号被保険者は2割~3割負担に引き上げられました。)

要介護度	認定の目安	居宅サービス費*	住宅	用具	
要支援1	障害のために生活機能の一部に若干の低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる。	50,320円	20万円	10万円/年	予防給付
要支援2	障害のために生活機能の一部に低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる。	105,310円			
要介護1	身の回りの世話に見守りや手助けが必要。立ち上がり・歩行等で支えが必要。	167,650円			介護給付
要介護2	身の回りの世話全般に見守りや手助けが必要。立ち上がり・歩行等で支えが必要。排泄や食事で見守りや手助けが必要。	197,050円			
要介護3	身の回りの世話や立ち上がりが一人ではできない。排泄等で一般的な介助が必要。	270,480円			
要介護4	日常生活を営む機能がかなり低下しており、全面的な介助が必要な場合が多い。問題行動や理解低下がある。	309,380円			
要介護5	日常生活を営む機能が著しく低下しており、全面的な介助が必要。多くの問題行動や全般的な理解低下がある。	362,170円			

※2019年10月より居宅サービス費が表記の価格に変更されました。

⑥ 居宅サービス計画の作成

居宅サービスを利用するには計画を作成しなければなりません。居宅介護支援事業者に依頼すると、介護支援専門員*が利用者等の希望を尊重して居宅サービス計画を作成してくれます。

※介護支援専門員(ケアマネージャー)とは

介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して、適切な居宅または施設のサービスが利用できるように市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行うのが介護支援専門員です。専門員は、サービスを利用する方が自立した日常生活を営むために必要な援助に関する専門的な知識・技術をもった人です。具体的には、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、社会福祉士、看護福祉士等をはじめとする保健・医療・福祉サービスの従事者のうち、一定の実務経験があり、試験に合格した後、実務研修を終了した人です。

サービス等の種類

	予防給付におけるサービス(要支援者対象)	介護給付におけるサービス(要介護者対象)
都道府県が指定・監督を行うサービス	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護*1 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所介護*1 ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 <p>○介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>○介護予防福祉用具貸与</p> <p>○特定介護予防福祉用具販売</p> <p>平成27年4月1日より ※1 介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。</p>	<p>◎居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <p>○特定施設入居者生活介護</p> <p>○福祉用具貸与</p> <p>○特定福祉用具販売</p> <p>◎居宅介護支援*3</p> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 <p>平成27年4月1日より ※2 通所介護のうち利用定員が厚生労働省で定める数未満のものについて地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけられます。 ※3 指定居宅介護支援事業者の指定等は市町村により実施されます。</p>
市町村が指定・監督を行うサービス	<p>◎介護予防支援</p> <p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 	<p>◎地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
その他	○住宅改修	○住宅改修

- バリアフリー
- 金物
- 接着・テープ・清掃・補修
- 水まわり
- 防犯
- 耐震・防災
- 収納・内装
- ベッド用品
- 建築資材
- 道具・工具
- お役立ちコーナー

豆知識

ご利用方法

介護保険

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修

介護福祉用具の貸与(レンタル)や購入の費用、および住宅改修の費用は公的介護保険の給付対象になります。

*福祉用具貸与	*福祉用具購入	住宅改修
車椅子(自走・電動・介助) 車椅子付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ予防用具 体位変換器 手すり(工事不要) スロープ(工事不要) 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移乗用リフト(吊り具を除く) 自動排泄処理装置	①腰掛便座 ・和式の上に置く腰掛式のもの ・洋式の上に置き高さを補うもの ・昇降便座・居室用便座(水洗含む) ②自動排泄処理装置の交換部品 ③入浴補助用具 ・入浴いす(座面35cm以上) ・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴台 ・浴室内すのこ(工事不要) ・浴槽内すのこ・入浴用介助ベルト ④簡易浴槽(工事不要) ⑤移乗用リフトの吊り具部分	①手すりの取付け ②段差の解消 ③床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥上記に附帯する工事
給付サービス費用内にて	年 10 万円 給付サービス費用とは別途に	一度だけ 20 万円 給付サービス費用とは別途に
← 指定事業者のみ →		← 事業者指定要件なし →

*福祉用具貸与、福祉用具購入は都道府県による事業者指定が必要です。

住宅改修費の支給

[ポイント]

- 介護保険下では、介護認定で要支援1・2、要介護1～5に認定された場合に市町村から被保険者に対して住宅改修費が支給されます。
- 支給方法は、被保険者が工務店等の事業者費用を支払った後に、市町村から被保険者へ費用の9割(平成30年8月より一定以上の所得がある第1号被保険者は7割～8割)が支給される、いわゆる償還払いの形式です。
(また、別途*受領委任払いを採用している市町村もありますのでご確認ください。)
- 費用の限度額は20万円。要介護状態区分には関わらず定額で支給され、状態が3段階以上重くなった場合は1回に限り再度改修可能。引越した場合はあらかじめ申請が可能です。
- 保険給付の対象となりうる住宅改修の範囲は、持ち家・借家の不公平の問題から「指定する小規模なものとならざるを得ない」との位置づけ。越えるものは自費負担です。

*受領委任払い:利用者本人が住宅改修業者に対象費用の1割分(平成30年8月より一定以上の所得がある第1号被保険者は2割～3割分)を支払い、申請後に給付される9割分(平成30年8月より一定以上の所得がある第1号被保険者は7割～8割分)の受領を住宅改修業者に委任する制度です。この制度を利用することによって、住宅改修にかかる一時的な費用が軽減されます。

住宅改修申請手続き

事前申請 ※工事前に行う申請手続き

- 利用者は、住宅改修の支給申請書類の一部を保険者へ提出
- 保険者は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうかについて、事前に確認する。

[利用者の提出書類]

- ①支給申請書
- ②工事費見積書
- ③住宅改修が必要な理由書(※)
- ④住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの(日付入り写真又は住宅の間取り図など)

※理由書の作成者
介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者

事後申請 ※工事後に行う申請手続き

- 利用者は、工事終了後領収書等の費用発生の実状がわかる書類等を保険者へ提出→「正式な支給申請」が行われる。
- 保険者は、事前提出された書類との確認、適切な工事が行われたかどうかの確認を行い、当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給する。

[利用者の提出書類]

- ⑤住宅改修に要した費用に係る領収書
- ⑥工事費内訳書
- ⑦住宅改修の完成後の状態を確認できる書類(便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの)
- ⑧住宅の所有者の承諾書(住宅改修を行った住宅の所有者が当該利用者でない場合)

※ただし、やむを得ない事情がある場合については、住宅改修が完了した後に、①及び③を提出することができる。

パリアフリー

金物

接着・テープ・
清掃・補修

水まわり

防犯

耐震・防災

収納・内装

ペット用品

建築資材

道具・工具

お役立ち
コーナー

豆知識

ご利用方法

介護保険

■住宅改修工事の種目

①手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するもの。(手すりの形状は二段式、縦付け、横付けなど)

対象外：

居宅の床に置いて使用するもの、便器またはポータブルトイレを囲んで据え置くものなど工事を伴わないものは、保険が給付される「福祉用具の貸与」の対象。

※転倒・転落を防ぐため、階段などの段差付近や足元が滑りやすい場所では、必ず手すりを連続させてください。

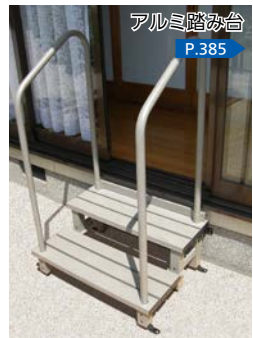


②段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するためのもの。(敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなど)

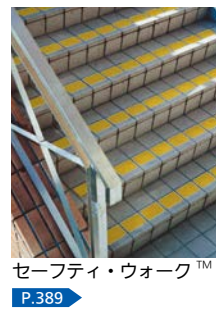
対象外：

工事を伴わないスロープは「用具貸与」の対象。浴室内すこの設置は、「用具購入」の対象。また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外。



③滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等。

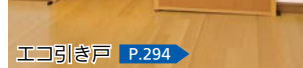
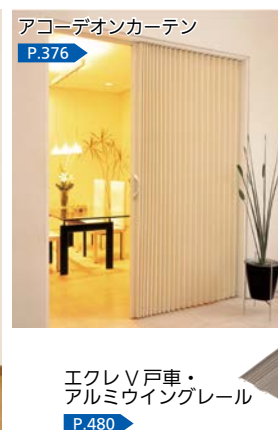


④引き戸等への扉の取替え・引き戸等の新設

開き戸を引戸、折り戸、アコーディオンカーテンなどに取替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置、引き戸を新たに設置する工事。

対象外：

引戸などへの扉の変更にあわせて自動ドアとした場合、自動ドアの動力部分の設置は保険給付の対象に含まれない。



⑤洋式便器などへの便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替え、便器の位置・向きの変更。

対象外：

腰掛便座(和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの、洋式便器の上に置いて高さを補うもの、電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの、移動可能な便器)は、保険が給付される「福祉用具の購入」の対象。和式便器から暖房便座・洗浄機能などが付加されている洋式便器への取替えは「住宅改修」の保険給付対象だが、すでに洋式便器である場合、これらの機能などの付加は「住宅改修」の対象とならない。

⑥その他 ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

それぞれ以下のようなものが想定される。

- ①手すりの取付けのための壁の下地補強など。
- ②浴室の床段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置など。
- ③床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は、通路面の材料の変更のための路盤の整備など。
- ④扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事など。
- ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化または簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更など。

※●市町村により、支給対象が多少異なる場合があります。詳しくはお住いの市町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

●「バリアフリー」ページでは、各部位の表紙に介護保険対象項目及びその他の改造ポイントをわかりやすく図解しています。ご参照ください。

バリアフリー

金物

接着・テープ・清掃・補修

水まわり

防犯

耐震・防災

収納・内装

ペット用品

建築資材

道具・工具

お役立ち

コーナー

豆知識

ご利用方法